

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一・項の規定に基づき、同表・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める</p> <p>件</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で貫（柱との仕口にはくさびを設けたもの）に限り、当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A五五〇八 一九九二に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。）を当該間渡し竹にシユ口縄、バーム縄、ビニール縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一・項の規定に基づき、同表・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める</p> <p>件</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 九 略</p>

粘性のある砂質粘土に対して○・六キログラムのわらすさを混合したものはこれと同等以上の強度を有するものに限る。 ) を両面から全面に、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して百五十リットルの砂及び○・七キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。 ) を全面に塗り、塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。 ) を七センチメートル以上とした土壁を設けた軸組

十一 別表第三・欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。 ) を、同表・欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの限り、大入れ又は短ほぞ差しによつて柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。 ) を設けた軸組

十二 厚さ二・七センチメートル以上で幅十三センチメートル以上の板状の木材(継手のないもの限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下この号において「落とし込み板」という。 ) に小径が一・五センチメートル以上で相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さとした角材のだば(なら、けやき又はこれらと同等以上のめり込みに対する強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。 ) を六十二センチメートル以下の間隔で配置し、落とし込み板相互の上下に接する部分の幅を二・七センチメートル以上としてはり、けた、土台その他の横架材相互間全面に落とし込み板を柱に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。 ) に入れて水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を百八十センチメートル以上、かつ、二百三十センチメートル以下としたものに限る。 )

十三 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一・項若しくは・項に掲げる壁(土塗壁を除く。 ) と第十号又は第十一号に掲げる壁と

を併用した軸組

十四 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗壁を除く。）、第一号又は第二号に掲げる壁及び第十号又は第十一号に掲げる壁を併用した軸組

十五 第十二号に掲げる壁と令第四十六条第四項表一・項又は・項に掲げる壁とを併用した軸組

十六 第一号若しくは第二号又は令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗り壁を除く。）、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗り壁に限る。）とを併用した軸組

十七 第一号若しくは第二号又は令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁、第一号又は第二号に掲げる壁、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗壁に限る。）を併用した軸組

十八 第十二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗壁に限る。）及び令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁を併用した軸組

十九 第十二号に掲げる壁と令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる筋かい（同表・項に掲げるもの及び・項のうち・に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。）とを併用した軸組

二十 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗壁を除く。）、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる筋かい（同表・項に掲げるもの及び・項のうち・に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。）を併用した軸組

二十一 第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁（土塗壁を除く。）、第一号若しくは第二号に掲げる壁、第十二号に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる筋かい（同表・項に掲げるもの及び・項のうち・に掲げる筋かいをたすき掛けに入れ

たものを除く。)を併用した軸組

二十二 第十二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一・項に掲げる壁及び令第四十六条第四項表一・項から・項までに掲げる筋かい(同表・項に掲げるもの及び・項のうち・に掲げる筋かいをたすき掛けに入れたものを除く。)を併用した軸組

二十三 第一号から第四号までに掲げる壁のうち一と第十二号に掲げる壁とを併用した軸組

二十四 第一号から第四号までに掲げる壁のうち二と第十二号に掲げる壁とを併用した軸組

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜七 略

八 第一第十号に定める軸組にあつては、一・五(中塗り土を片面のみから塗った軸組にあつては、一・〇)

九 第一第十一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三・欄に掲げる数值

十 第一第十二号に定める軸組にあつては、〇・六

十一 第一第十三号から第二十四号に定める軸組みにあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第四号まで若しくは第八号から第十号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数值の和(当該数值の和が五を超える場合は五)

別表第一及び別表第二 略

別表第三

木材	(イ)	格子の間隔(単位)	(ロ)	倍率	(ハ)
----	-----	-----------	-----	----	-----

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜七 略

別表第一及び別表第二 略一

見付け幅(単位 センチメートル)	四・五以上	九・〇以上	一〇・五以上	三
厚さ(単位 センチメートル)	九・〇以上	九・〇以上	一〇・五以上	三
センチメートル)	九以上、かつ、一六 以下	十八以上、かつ、三 以下	一以下	三
	〇・九	〇・六	一・〇	三